

令和5年11月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案

かずさ水道広域連合企業団

議案第1号

令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第1号）

第1章 水道事業

第1条 令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限 度 額
木更津市域配水管工事に係る経費	令和6年度まで	440,000千円
君津市域配水管工事に係る経費	令和6年度まで	380,000千円
富津市域配水管工事に係る経費	令和6年度まで	150,000千円
袖ヶ浦市域配水管工事に係る経費	令和6年度まで	260,000千円

令和5年11月7日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

補正予算に関する説明書

第1章 水道事業

債務負担行為に関する調書
(水道事業)

(本年度提出に係る分)

【追加】

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
木更津市域配水管工事に係る経費	千円 440,000	—	—	令和6年度まで	千円 440,000	千円	千円 102,667	千円	千円 337,333
君津市域配水管工事に係る経費	380,000	—	—	令和6年度まで	380,000		88,667		291,333
富津市域配水管工事に係る経費	150,000	—	—	令和6年度まで	150,000		35,000		115,000
袖ヶ浦市域配水管工事に係る経費	260,000	—	—	令和6年度まで	260,000		60,667		199,333

(本年度議決済みに係る分)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
君津市域配水管工事に係る経費	千円 387,000	—	—	令和6年度まで	千円 387,000	千円	千円 90,300	千円	千円 296,700
富津市域配水管工事に係る経費	274,000	—	—	令和6年度まで	274,000		63,933		210,067
袖ヶ浦市域配水管工事に係る経費	280,000	—	—	令和6年度まで	280,000		65,333		214,667
かずさ配水場・小糸浄水場・上飯野配水場電気計装設備更新に係る経費	301,000	—	—	令和6年度まで	301,000		70,233		230,767
施設統廃合事業伊豆島配水場配水池等更新基本設計業務委託に係る経費	21,000	—	—	令和6年度まで	21,000				21,000
施設統廃合事業(上烏田浄水場配水池等整備事業)発注契約に向けたアドバイザー業務委託に係る経費	20,000	—	—	令和6年度まで	20,000				20,000
施設統廃合事業上飯野配水場配水池耐震診断業務委託に係る経費	26,000	—	—	令和6年度まで	26,000				26,000
亀田送水ポンプ場再構築基本設計業務委託に係る経費	18,000	—	—	令和6年度まで	18,000				18,000
富津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	680,000	—	—	令和8年度まで	680,000				680,000
袖ヶ浦市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	597,000	—	—	令和8年度まで	597,000				597,000

(過年度議決済みに係る分)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国庫補助金	出 資 金	そ の 他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
木更津市域配水管改良に係る経費	356,000	—	—	令和5年度まで	356,000		83,067		272,933
君津市域配水管更新に係る経費	185,000	—	—	令和5年度まで	185,000		43,167		141,833
富津市域配水管更新に係る経費	332,000	—	—	令和5年度まで	332,000		77,467		254,533
袖ヶ浦市域配水管改良に係る経費	238,000	—	—	令和5年度まで	238,000		55,533		182,467
上烏田浄水場配水池等更新基本設計業務委託に係る経費	19,000	—	—	令和5年度まで	19,000				19,000
水道施設強靱化に向けた対策検討業務委託に係る経費	17,000	—	—	令和5年度まで	17,000				17,000
伊豆島配水池等耐震化基本計画策定業務委託に係る経費	8,000	—	—	令和5年度まで	8,000				8,000
中台浄水場系基幹管路耐震化基本計画策定業務委託に係る経費	7,000	—	—	令和5年度まで	7,000				7,000
会計システム等構築及び保守・運用等業務委託に係る経費	79,680	—	—	令和10年度まで	79,680		21,266		58,414
水道料金等徴収検針業務委託に係る経費	2,774,000	—	—	令和10年度まで	2,774,000				2,774,000
木更津市域配水管工事に係る経費	14,000	—	—	令和5年度まで	14,000		3,267		10,733
君津市域配水管工事に係る経費	166,000	—	—	令和5年度まで	166,000		38,733		127,267
富津市域配水管工事に係る経費	49,000	—	—	令和5年度まで	49,000		11,433		37,567
袖ヶ浦市域配水管工事に係る経費	135,000	—	—	令和5年度まで	135,000		31,500		103,500
木更津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	588,000	令和4年度	196,000	令和6年度まで	392,000				392,000
君津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	787,000	令和4年度	269,002	令和6年度まで	517,998				517,998
かずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託に係る経費	470,000	令和3年度から令和4年度まで	227,325	令和5年度まで	242,675		63,550		179,125
富津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	404,000	令和3年度から令和4年度まで	256,873	令和5年度まで	147,127				275,564
袖ヶ浦市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	391,000	令和3年度から令和4年度まで	247,668	令和5年度まで	143,332				278,866

議案第 2 号

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 7 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 3 1 年かずさ水
道広域連合企業団条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項中「看護休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

現行の育児部分休業制度が小学校就学前までの子を対象としているところ、子育てしやすい職
場環境づくりを一層推進するため、小学校 3 年生までの子を対象とした「子育て部分休暇」制度
を新設することとし、関係条例に所要の改正を行うものである。

議案第 3 号

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 7 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例（平成 3 1 年かずさ水道広域連合企業団条例第 3
 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 2 6 条）

（1） 木更津市の区域

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1 立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20 ミリメートル以下	なし	1, 980 円	1～20 立方メートルまで 104 円 50 銭
	25 ミリメートル		4, 290 円	21～60 立方メートルまで
	30 ミリメートル		5, 940 円	225 円 50 銭
	40 ミリメートル		10, 450 円	61～100 立方メートルま で 286 円
	50 ミリメートル		17, 050 円	101～300 立方メートル まで 363 円
	75 ミリメートル		24, 200 円	301～600 立方メートル まで 423 円 50 銭
	100 ミリメートル		58, 300 円	601～1, 000 立方メー トルまで 484 円
	125 ミリメートル		71, 500 円	1, 001 立方メートル以上 517 円
	150 ミリメートル		88, 000 円	
	200 ミリメートル 以上		129, 800 円	

浴場営業用	200立方メートルまで	9,900円	201～500立方メートルまで 110円 501立方メートル以上 143円
臨時用			1立方メートルにつき 550円

(2) 君津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	20ミリメートル以下	なし	2,277円	1～20立方メートルまで 151円80銭
	25ミリメートル		4,554円	21～40立方メートルまで
	30ミリメートル		10,120円	259円60銭
	40ミリメートル		21,252円	41～60立方メートルまで
	50ミリメートル		56,881円	295円90銭
	65ミリメートル		87,208円	61～100立方メートルまで
	75ミリメートル		130,185円	425円70銭
	100ミリメートル		260,139円	101～200立方メートル
	125ミリメートル		366,300円	まで 463円10銭
	150ミリメートル		653,400円	201～500立方メートルまで 509円30銭 501立方メートル以上 557円70銭
臨時用			1立方メートルにつき 660円	

(3) 富津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	

一般用	13ミリメートル	なし	3,113円	1～20立方メートルまで
	20ミリメートル		4,477円	93円50銭
	25ミリメートル		7,370円	21～60立方メートルまで
	30ミリメートル		10,956円	298円10銭
	40ミリメートル		21,912円	61～120立方メートルま
	50ミリメートル		32,626円	で 423円50銭
	75ミリメートル		79,937円	121～220立方メートル
	100ミリメートル		138,215円	まで 498円30銭
	150ミリメートル		別に定める	221～320立方メートル まで 559円90銭 321立方メートル以上 6 10円50銭
臨時用				1立方メートルにつき 79 2円

(4) 袖ヶ浦市の区域

給水装置の 用途	メーターの口径	基本料金		水量料金 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	1,694円	1～20立方メートルまで
	20ミリメートル		2,200円	143円
	25ミリメートル		4,004円	21～40立方メートルまで
	30ミリメートル		6,083円	192円50銭
	40ミリメートル		12,155円	41～60立方メートルまで
	50ミリメートル		20,812円	237円60銭
	75ミリメートル		55,132円	61～100立方メートルま
	100ミリメートル		111,738円	で 322円30銭
	150ミリメートル		290,246円	101～300立方メートル まで 369円60銭 301～500立方メートル

				まで 407円
				501立方メートル以上 4
				47円70銭
臨時用				1立方メートルにつき 55
				0円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のかずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例別表第2の規定は、施行日以後の水道の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日の前日までの水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前直近の定例日（かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例第3条第6号に規定する定例日をいう。）の翌日から施行日以後直近の定例日までの間における料金は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより計算する。

提案理由

君津市の区域、富津市の区域及び袖ヶ浦市の区域において水道料金の改定を行うため、かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定をしようとするものである。

議案第4号

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

令和4年度決算における未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

令和5年11月7日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

○令和4年度決算における未処分利益剰余金の処分

1 水道事業の部

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	26,870,938,379	3,029,023,924	1,181,762,182
議会の議決による処分類	283,142,344	0	△ 772,941,957
減債積立金への積立	0	0	△ 489,799,613
資本金への組入	283,142,344	0	△ 283,142,344
処分後残高	27,154,080,723	3,029,023,924	(繰越利益剰余金) 408,820,225

2 水道用水供給事業の部

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	42,168,927,279	1,524,635,153	391,205,863
議会の議決による処分類	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	0	0	0
処分後残高	42,168,927,279	1,524,635,153	(繰越利益剰余金) 391,205,863

令和4年度決算における未処分利益剰余金の処分（案）について

かずさ水道広域連合企業団

1 処分の概要

令和4年度決算において生じる未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定により、利益処分は条例の規定又は議会の議決により行わなければならないことから、令和5年11月議会に諮るものである。

2 各事業体の未処分利益の状況

（単位：円）

	令和4年度末 未処分利益剰余金残高	現金の裏付けあり(1)		現金の裏付けなし(2)※	
		(内訳)		(内訳)	
木更津市	673,733,257	441,883,864	令和4年度純利益 441,883,864	231,849,393	令和4年度使用分 建設改良積立金231,849,393
君津市	137,302,238	137,302,238	令和4年度純利益 137,302,238	0	—
富津市	271,517,987	271,517,987	令和3年度未処分分 274,457,765 ----- 令和4年度純損失 △2,939,778	0	—
袖ヶ浦市	99,208,700	47,915,749	令和4年度純利益 47,915,749	51,292,951	令和4年度使用分 建設改良積立金51,292,951
水道事業計	1,181,762,182	898,619,838	—	283,142,344	—
水道用水 供給事業	391,205,863	391,205,863	令和3年度未処分分 200,000,000 ----- 令和4年度純利益 191,205,863	0	—

※現金の裏付けなしの未処分利益剰余金は、積立金（建設改良積立金）を既に支出して使用したものです。

3 処分案

(1) 現金の裏付けがあるもの

令和4年度の純利益や繰り越した繰越利益剰余金で、現金の裏付けがあるため、特定の目的を持った積立金に処分することができる。処分方法は、統合広域化の検討において、当面は各セグメントの実情に応じた処分を行うとしている。

	処分方法	処分の根拠
木更津市	441,883,864円全額を減債積立金に積み立てる	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に処分する
君津市	137,302,238円全額を未処分のまま繰り越す	純利益等の状況を勘案し、今後の使用方法を検討していくこととし、未処分のままとする
富津市	271,517,987円全額を未処分のまま繰り越す	純利益等の状況を勘案し、今後の使用方法を検討していくこととし、未処分のままとする
袖ヶ浦市	47,915,749円全額を減債積立金に積み立てる	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に処分する
水道用水供給事業	391,205,863円全額を未処分のまま繰り越す	純利益等の状況を勘案し、今後の使用方法を検討していくこととし、未処分のままとする

(2) 現金の裏付けがないもの

木更津市及び袖ヶ浦市において、建設改良積立金を使用した未処分利益剰余金が発生するが、これら現金の裏付けがない利益剰余金の処分は、資本に組み入れることが一般的とされていることから、従前どおり資本金に組み入れる。

議案第5号

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年11月7日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

決算書、意見書及び付属資料は別冊のとおり

報告第1号

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和5年11月7日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費											
		祇園一丁目地先下水道工事に伴う配水管改良工事	27,880,600	0	27,880,600	0	0	0	27,880,600	0	0	木更津市施工の下水道工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		八幡台七丁目地先配水管改良工事	74,690,000	0	74,690,000	0	0	0	74,690,000	0	0	木更津市施工の植樹帯補修工事が舗装本復旧前に発生したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		長須賀地先配水管改良工事	61,710,000	0	61,710,000	0	0	0	61,710,000	0	0	木更津市法定外道管理者から舗装部の本復旧における追加工事の要請があったことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		本郷一丁目地先排水路整備工事に伴う配水管改良工事	19,910,000	0	19,910,000	0	0	0	19,910,000	0	0	木更津市施工の排水路整備工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		祇園二丁目地先下水道工事に伴う配水管改良工事	10,604,000	0	10,604,000	0	0	0	10,604,000	0	0	木更津市施工の下水道工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		糸川地先配水管改良工事	15,191,000	4,499,000	10,692,000	1,885,000	0	0	8,807,000	0	0	君津市施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金		
		亀田地先橋梁添架管改良工事基本設計業務委託	16,940,000	0	16,940,000	0	0	0	16,940,000	0	鉄道管理者及び道路管理者との協議に不測の日数を要したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(富津市域)
		下飯野地先配水管改良工事	20,438,000	0	20,438,000	0	0	0	20,438,000	0	富津市施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(富津市域)
		緊急遮断弁等更新工事(君津市・袖ヶ浦市)	49,280,000	0	49,280,000	14,780,000	29,400,000	0	5,100,000	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(君津・袖ヶ浦市域)
		坂畑浄水場・坂畑3号井 自家用発電機設置工事	36,707,000	4,620,000	32,087,000	3,533,000	0	14,270,000	14,284,000	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)
		豊岡第五増圧ポンプ場新 設工事	72,160,000	0	72,160,000	33,704,000	0	23,652,000	14,804,000	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(富津市域)
		永吉5号井自家用発電機 設置工事	17,600,000	16,830,000	770,000	192,000	0	289,000	289,000	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(袖ヶ浦市域)
		計	423,110,600	25,949,000	397,161,600	54,094,000	29,400,000	38,211,000	275,456,600	0	
		合									

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
1水道事業費用	1 営業費用	富貴橋水管橋塗装修繕工事	14,850,000	0	14,850,000	0	0	0	14,850,000	0	0	ケレン作業(錆剥がし)により漏水が複数発生し、工期内の完了が困難となったため。(富津市域)
合 計			14,850,000	0	14,850,000	0	0	0	14,850,000	0	0	

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道用水供給事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	十日市場浄水場インバータ設備更新工事(その1)	212,850,000	2,130,000	210,720,000	52,840,000	157,880,000	0	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、機器製作に係る出来形が未完成となったため。
		第2中継ポンプ場電気計装設備更新工事	137,709,000	129,077,300	8,631,700	0	8,631,700	0	0	地下タンク躯体工事において基礎の変更があったことから、地下タンク躯体及び地下タンク設置に係る出来形が一部未完成となったため。
		十日市場浄水場水質検査棟CVCF装置更新工事	161,700,000	0	161,700,000	0	161,700,000	0	0	0
合	計		512,259,000	131,207,300	381,051,700	52,840,000	328,211,700	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越るべき資産の購入限度額	説明
						国県補助金	損益勘定留保資金			
1水道事業費用	1 営業費用	送水管路空気弁用補修弁修繕工事	円 18,612,000	円 0	円 18,612,000	円 0	円 18,612,000	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。
	合	計	18,612,000	0	18,612,000	0	18,612,000	0	0	

報告第 2 号

令和 4 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条
第 1 項の規定により、令和 4 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に
基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和 5 年 1 1 月 7 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

**令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく
資金不足比率算定表**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率を次のとおり算定しました。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道事業)	－%	20%
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道用水供給事業)	－%	

表中資金不足比率の欄の「－」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

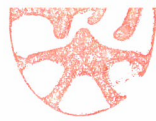
資金不足比率の算定

資金不足比率は、資金不足を、事業規模（営業収益の規模）と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、算定式は次のとおりとなります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額（流動負債－1年以内に償還の企業債）－（流動資産）}{\text{事業の規模（営業収益）}}$$

(単位：千円)			
水道事業	$= \frac{(4,871,426 - 1,826,901) - 8,526,766}{8,471,684}$	$= \frac{\Delta 5,482,241}{8,471,684}$	= ー%
水道用水 供給事業	$= \frac{(1,782,789 - 665,389) - 7,768,192}{5,827,354}$	$= \frac{\Delta 6,650,792}{5,827,354}$	= ー%
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="flex-grow: 1;"> <p style="margin: 0;">『資金の不足額』がマイナスとなる場合、流動資産が流動負債を上回るため、 資金の不足がないことを表します。</p> </div> </div>			

以上により算定した結果、水道事業及び水道用水供給事業のいずれも資金の不足額がないことから、「資金不足比率なし」となります。



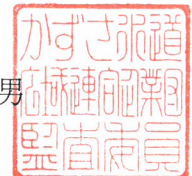
か 水 広 監 第 7 号
令 和 5 年 9 月 1 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 渡 辺 芳 邦 様

かずさ水道広域連合企業団

監査委員 露 崎 善 男



監査委員 佐 久 間 勇



令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見につ
いて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項
の規定により審査に付された令和4年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎と
なる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。



令和 4 年 度

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の対象

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の方法

資金不足比率審査は、広域連合企業長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として、決算書等関係書類を照合精査するとともに、関係当局の説明を聴取し、実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道事業)	—%	20%
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道用水供給事業)	—%	

資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

いずれの会計においても、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

$$\text{水道事業} = \frac{\text{資金の不足額 } \Delta 5,482,241 \text{ 千円}}{\text{事業の規模 } 8,471,684 \text{ 千円}}$$

$$\text{水道用水供給事業} = \frac{\text{資金の不足額 } \Delta 6,650,792 \text{ 千円}}{\text{事業の規模 } 5,827,354 \text{ 千円}}$$